

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和5年1月31日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2200032号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2200005号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和57年9月1日から同年8月10日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

昭和57年8月10日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年8月10日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年8月から同年9月1日まで

私は、昭和57年8月からA社で勤務し、現在所持している同社の同年8月分から同年12月分までの給料支払明細書によると、厚生年金保険料を4か月分控除されている。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭和57年9月1日からの3か月になっているので、調査の上、請求期間を同被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が保管する昭和57年8月分から同年12月分までの給料支払明細書(以下「明細書」という。)には、請求者の旧姓が記載されているものの事業所名が記載されていないところ、請求期間当時のA社の取締役は、「明細書の字は、請求期間当時の同社の代表取締役の字であると思われ、明細書は全て同社で作成したものであると考えられる。」旨回答していることから、当該明細書は、請求者に係る同社の明細書であると推認できる。

また、請求者のA社における入社日について確認できる資料等はないものの、i) 昭和57年8月分の明細書によると、請求者の労働時間が111時間30分であったことが確認できること、ii) 前述の取締役は、「給与は毎月25日の締め切りで、月末日に

支払っていたと思う。休日は毎週木曜日だった。」旨回答していること、iii) 請求者が、「昭和 57 年 8 月 10 日頃から毎日 8 時間勤務した。」旨陳述していることから判断すると、請求者は、昭和 57 年 8 月 10 日から同社で勤務していたと考えられる。

さらに、昭和 57 年 9 月分から同年 12 月分までの明細書によると、3,600 円の厚生年金保険料が 4 か月分控除されていることが確認できる。前述の取締役は、「請求期間当時、採用後すぐに厚生年金保険に加入させていたと思われる。厚生年金保険料は翌月控除しており、同年 9 月分の給与から控除している保険料は同年 8 月の保険料である。」旨回答していることから、請求者の給与から請求期間の厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、昭和 57 年 8 月 10 日から A 社で勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者が保管する明細書及び日本年金機構の回答から、8 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 57 年 8 月 10 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 57 年 8 月について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日である昭和 57 年 9 月 1 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 57 年 8 月 10 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2200030号  
厚生局事案番号 : 四国(国)第2200005号

## 第1 結論

昭和63年4月から平成元年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月から平成元年2月まで

請求期間はA市の実家で両親と暮らしていたが、平成元年に婚姻してB町に住所を移した当初、現在所持している年金手帳とは別に旧姓のオレンジ色の年金手帳を持っていたことを記憶している。

私は、請求期間に係る国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付方法等を記憶していないが、母が、私の当該加入手続を行い、母の保険料と一緒に私の請求期間の保険料を納付してくれたと思う。

しかし、日本年金機構の記録では、請求期間が国民年金保険料を納付した期間になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「婚姻当初、旧姓の年金手帳を持っていたことを記憶しており、婚姻前に両親と暮らしていたA市で、母が、私の請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれたと思う。」旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)により行われており、国民年金の加入手続が行われた場合には記号番号が払い出されるところ、請求者が現在所持している年金手帳(以下「所持する年金手帳」という。)の記号番号は、請求者に係るB町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、平成元年5月頃に同町で払い出されたと推認でき、請求者の主張するとおりに請求期間の保険料を納付するためには、所持する年金手帳の記号番号とは別の記号番号が請求期間当時に払い出されていることが必要であるが、請求者が請求期間当時に住民登録をしていたとするA市は、「請求者に記号番号が払い出された記録は確認できない。」旨回答している上、社会保険オンラインシステムの氏名検索により調査を行ったものの、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、所持する年金手帳の国民年金の欄には、初めて被保険者となった日として平成元年3月23日と記載されているところ、当該年月日は、前述の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の国民年金被保険者資格取年月日と一致していることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について記憶しておらず、請求者の母も既に亡くなっていることから、請求期間に係る具体的な状況が不明である。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。